

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書3. (2) 検討会及び説明会の開催支援について ・検討会として「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水環境制度小委員会」が想定されていると理解しましたが、「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」や「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」の開催を支援する可能性もありますか。	仕様書に記載の通り、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水環境制度小委員会を想定しています。
2	仕様書3. (2) 検討会及び説明会の開催支援について ・自治体等に向けた説明会については、事前の参加登録受付や出席者名簿の作成等も請負者にて実施する可能性はありますか。また、その参加希望者の規模は千人超が想定されますか。	事前の参加登録受付や出席者名簿の作成等も請負者にて実施する可能性があります。参加希望者の規模は千人を超える場合も想定しています。
3	仕様書3. (3) 「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」の更新にあたっては、＜参考6＞PFOS及びPFOAに関する地方公共団体の対応事例のページにおいて、自治体ホームページのリンクを追加するのみか、ある程度のページ数を追加し各自治体の具体的な対応事例を掲載するか等、現時点で想定されている方針があれば教えてください。	仕様書に記載の作業方針の通り、「地方自治体において実際に行われた対応（飲用ばく露防止の取組、継続調査や追加調査の実施、リスクコミュニケーションの実施等）について、手引きに参考情報を盛り込むことを念頭に、地方自治体ホームページ等から情報を収集、整理するとともに、手引きの更新案を作成する。」こととしています。
4	入札説明書別添4でいう「中小企業等」の定義は、「全省庁統一資格の中小企業」ではなく、「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう」ということで間違いはないでしょうか？	ご認識のとおりです。